

大阪府特別職報酬等審議会 議事概要（第 12 回）

日時 平成 23 年 11 月 18 日（金）10 時～11 時 40 分

場所 大阪府庁本館 3 階 特別会議室（大）

出席者 池田会長、渡部会長代理、井垣委員、大久保委員、岡本委員、中村委員、橋本委員
（大阪府：審議会事務局）岩田人事室長、谷副理事、太田企画厚生課長 ほか

傍聴者 なし

（議事概要）

○知事等の退職手当のあり方及びあるべき水準について（資料番号 1～3）

（事務局から配布資料についての説明）

（意見交換要旨）

- ・前回、現行の 100 分の 60 の水準からするとかなり厳しい意見が出されたを受け止めているが、今回の資料番号 2 にある民間のデータを見ると、そんなに根拠のない議論ではなかったかと思う。
- ・資料番号 2、図表 85 の全業種合計で 143 とあるが、この意味は。
→アンケートの内容が多岐にわたっており、有効回答サンプル数は 757 社であるが、この図表 85 の問いに答えたのが 143 社ということ。
→前回、ご意見いただいた大商やシンクタンク等に照会したが、役員退職慰労金を調査したデータはないとのことだった。
- ・退職慰労金の支給がなかった会社はこのデータに入っていないのか。
→調査した総務省に確認はしていないが、恐らくそのように推測できる。
- ・図表 85 について、民間企業では長い間、勤務してこの数字は一定の勤務年数があった後の金額という認識で間違いないか。
→このモデルでは、各役位の経験が 2 年ずつあり社長で退任した場合のモデル的な算出額がどのようになるのかを調査したもの。
- ・従業員としての功績は役員になった時点で支払われているという前提であり、この資料は役員としての在職の年数に対する功労を示したものである。
- ・知事の退職手当は公務員の例に従うのか、あるいは賃金後払説か、または利益分配説かということになる。利益分配説であれば、府の財政状況からすると支給できないということになる。賃金後払説であれば、一定額は支給すべきとなる。根本的な性格によって、大きく考え方が変わってくると思う。
- ・役員なので、賃金後払説的な考え方はとりにくいのでは。勤務報償的な考え方をベースとして、あわせて公共性（自治体が持っている特性）ということになると、最高裁の裁判官の退職手当の考え方がベースになると思う。
- ・1,000 万円前後ということになると、100 分の 15 あたりが議論のとっかかりになると思う。恐らくここまで踏み込んだ議論をしている県はないのでは。
- ・欧米では、政治家は資料 3 にある勤続報償説や賃金後払説などの生活保障的なものは考えられない。日本では勤続報償的なものに公共性を考慮すべきであるが、公共性は財政が苦しい場合はマイナス要因としてみるべきであり、100 分の 10 ぐら

いではないか。

- 北欧あたりの傾向はどうか。
- 退職手当に相当するものはゼロ。公共のために働きたいという意欲があるので報酬が低くても不満はないようだ。
- 民間企業の数値で 100 分の 17.7 という数字が出たが、それから公共性を考慮すると 100 分の 15 というのは、一定の理屈があるかと思う。
- 例えば、知事の退職手当を 1,000 万円ということで定額化できないか。
→ 条例上は、可能だと思う。任期途中の退職など、細部を書き込む必要がある。現在、給料月額に勤続期間をかけているが、給料が下がっていった場合、退職手当額が固定化されていると、支給時点で実態に即していないことも考えられる。
- 退職手当は、お礼的な感覚ではないか。知事は別格なので、固定的な退職手当を考えればいいのではないか。
- この考え方は次期以降の課題とし、今回は現行方式をベースに議論を進める。
- 民間の場合は、利益が出てはじめて退職金が支給されるということが前提であり、大阪府の知事が民間企業の社長並みというのは、住民からは受け入れ難いのでは。
- 欧米の考え方もあろうかと思うが、現実的な対応を考えると、極端に下げるよりも民間準拠の中で 100 分の 20 ぐらいとして、答申の中で政治判断を委ねればよい。
- どの支給割合になっても、政治家としての判断はあるかと思うので、審議会としては、まず水準をどうすべきかを議論する。
- 審議会で議論してあとは政治判断に任せるというのは、審議会としてどうか。100 分の 10 に固執しないが、100 分の 15 以下にすべきでは。
- この段階で一旦、意見分布をとり、審議会としての結論として納得できるところで挙手いただくこととする。
- 100 分の 60 : なし、100 分の 45 : なし、100 分の 40 : なし、100 分の 20 : 1 名、100 分の 15 : 2 名、100 分の 10 : 3 名、100 分の 8 : なし。結論的には 100 分の 10 と 15 の間で調整が必要である一方、今後、条例化するために合理的な理屈付けをきちんとできるかどうか。100 分の 20 の意見もいただいたので、15 と 10 の両方を含めた、より積極的な理由付けができるための意見をお願いしたい。
- 勤続報償説に公共性を考慮する考えに賛同する。公共性は現在の財政状況を考えるとマイナス要因に働くというのが最もだと思う。民間で退職金が出ないことや一定のお礼ということから、利益が出て支給される民間よりも低い支給割合でないとならば府民が納得しないのでは。
- 審議会の意見の中に「公共への奉仕の精神が今日、強く求められている」ということをきちんと明記すべき。
- 府の税収が回復して、府民の失業率が改善し、年収が上がれば、その時に引き上げる議論をすればよいが、現在は民間企業の社長並みというのは到底容認できない。
- 副知事の支給割合をどうすべきか。民間から招く場合もあり、知事と同じ考え方でいいのだろうか。
- 優秀な人に来てもらうというような話もあったが、カット後の退職手当額でも十分なお金を得ているのでは。額の多寡で来る、来ないということではないと思う。

- 大阪が困っているのに、報酬が少なくてもやろうという人に来てもらうべき。
- 選挙にお金がかかる仕組みであることが問題。
- 副知事も大阪を良くしようという人に来てもらうべきでサラリーマン的な感覚で就任されては困るのでは。知事と副知事の比重を変えるべきではないのでは。
- 副知事に厚みを持たせるといった意見がないので、知事、副知事の支給割合を揃えることとする。
- 民間準拠で 17.7。その 8 割で 14 ということも考えられるが事務局はどうか。
→総務省の資料の信憑性の問題もあるが、民間水準からすると 100 分の 15 から 20 の間。ただ、府の置かれている状況を考えると、上回ることはできないという考え方とすれば説明が可能かと思う。さらに、政治的な判断については別途ということになるというイメージを持っている。
- 深刻な庶民の生活実態を反映した結果を出さないと審議会の意味を成さないのでは。
- 8月の答申においても、二段階方式の意見としてまとめた経過がある。第一段階であるべき水準を審議会として議論し、それに対して、議会ないし知事において財政状況等を考慮してカットするという判断を尊重するということで切り分けた。その考え方の整合性から言うと、退職手当の考え方としてもあるべき水準はどうかについてまず審議会で議論することでもいいと思う。そのあたりは共通のコンセンサスを持っているものと認識している。
- 次回に向け、100 分の 20、15、調整的に 14、10 の4案ぐらいで事務局で整理いただき、12月2日に議論したい。

○今後の特別職の報酬等の決定の仕組みについて（資料番号4～5）

（事務局から配布資料についての説明）

（渡部委員から資料番号5についての説明）

（意見交換要旨）

- 知事からの諮問の際に、この部分については各委員の意見となっている。ただ、答申として全体の説得力が増すということになるのであれば、意見のすり合わせができることはつめていくこととする。
- 資料番号5の米国の議員報酬委員会の委員はどのように選定されているのか。
- 通常は知事部局サイドで選んで、議会が同意する形であり、高い独立性がある。また委員会の結論を否定できないところが多い。また、州憲法に額を入れてしまうと条例では否定できない。州憲法に入れない場合でも低過ぎるから上げるということとはできない。
- 委員の選定方法として、我々のような形なのか、公募制のようなものもあるのか。
- 米国では一般公募もしながら、知事部局が提案して議会が同意して、双方の合意の上で成立しているので独立性が高い。米国でもいろいろ悩んでいるということ。
- 現状の認識を踏まえる限り、審議会を2つ置くという考え方にはなりにくいのでは。
- 渡部委員の話を見ると、クロスチェック方式②になるのでは。2つ審議会を置くというのは議論にならないのでは。
→鳥取県では議会は議会の審議会を、知事は知事の審議会を作るという方法をとっている。例示の平行方式①にあたる。これまでは不可能であったが、地方自

治法の改正で議会に有識者会議を置けるようになったので、片山知事の時代にそのようにしたようだ。

- 審議会は当然、一つであるべきだし、今後、知事部局が推薦して議会の同意を得て双方の同意の上で審議すれば、変わってくるだろう。
- 議会の同意を位置づける場合、条例か規則のいずれで規定するのか。
- 本審議会は附属機関条例をもとに規則を置いているので、規則に書くことになる。
- 都道府県レベルでクロスチェック②の方式でやっているようなところはあるのか。
→恐らくないと思う。
- 現実に即して考えた場合、クロスチェック②が望ましい。また、大阪市の消費者保護審議会や生駒市の特別職報酬等審議会では、一部の委員については住民から公募している例もあるので、公募制についても今後、検討の必要はあるかと思う。
- 公募制をとった場合、具体的にどのような手順で人選をしているのか。
- 公募制をとると人選が難しいのと、公募制をとっているというお墨付きを与え、逆にお手盛りになるという課題もある。公募制が絶対いいとは思っていないが、審議会としては今後、検討してはどうかというレベルでいいのではないか。
- 公募制については、一部委員から今後検討してはどうかとの意見があったと意見具申に記載する。
- 府の審議会で公募している例はあるのか。
→委員の一部を公募している審議会もある。
- 団塊世代がリタイアして、社会のいろいろな部分にこれまでの経験等を還元したいという人もおられるので、こうした人たちの意見を取り入れることができればいいと思う。

○その他

- 退職手当については、本日の議論を踏まえ、それぞれの案について、対外的に説明できる論理、データ等を整理した上で次回あらためて議論する。
- 次回審議会については、12月2日（金）午前10時から大阪府公館で開催予定。